

## 第2回 江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会

### 【全体会】

#### ◆ 議事録 ◆

開催日時：令和6年1月15日（月）18：00～

開催場所：江戸川区役所4階 第1・2委員会室

### 委員

	種別	氏名	所属等	出欠
第三者専門委員	医師	荒井 稔	東京臨海病院 特任精神科医・統括産業医	出席
	学識経験者	◎池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部教授	出席
	学識経験者	木下 武徳	立教大学 コミュニティ福祉学部教授	出席
	学識経験者	中村 健	新潟大学 歯学部准教授	出席
	弁護士	○平沢 郁子	大空法律事務所 パートナー弁護士	出席
	区議会議員代表委員	窪田 龍一	江戸川区議会 副議長	出席
	民生委員代表委員	須賀 理	江戸川区民生・児童委員協議会 会長	出席
	人権擁護委員代表委員	宮本 道子	東京人権擁護委員協議会 江戸川地区委員会 会長	出席

◎委員長 ○委員長職務代理者

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 報告書（概要）の説明
  - (2) 団体代表委員からの意見聴取
  - (3) 事務局からの連絡事項

#### 1 開会

##### 事務局

ただいまから、江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会第2回全体会を開会いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます生活援護第二課長の中沢と申します。よろしくお願いいたします。

一点、事務局からご報告がございます。木下委員におかれましては、遅れるとの連絡をいただいております。報告は以上でございます。

本会議は公開での実施でございます。既に傍聴に報道機関の皆様にご入室いただいておりますので、よろしく願います。

これより報道機関の皆様には、委員が着席している様子の撮影を3分間許可したいと思います。

それでは、撮影の方、どうぞ。

それでは撮影を終了いたします。

なお本日の会議の流れでございますが、全体会終了後に、専門委員の皆様におかれましては、引き続き会場を移動して、非公開になりますけれども、第三者専門委員会を開会いたしますので、よろしく願います。

またその時には係員のほうからご案内を申し上げます。

それでは初めに、池谷委員長からご挨拶をいただければと思います。

**池谷委員長**

皆さん、こんばんは。

第2回の全体会を行うこととなりました。

ようやく報告書もまとまってきたところですが、江戸川区で発生した生活保護ワーカーによる被保護者のご遺体を長期間放置した事案は、社会に大きな衝撃を与え、江戸川区の生活保護行政のみならず、江戸川区政に対する信頼の毀損とともに、生活保護行政に対する国民の不信感を招きかねない重大な問題であったと思います。

そこで江戸川区は、この委員会を設置したわけですが、委員会は第三者委員会と全体会で構成されまして、第三者委員会が検討の中心を行ってきたところです。

このような第三者委員会、会全体会のような構成の不適正事案等の検討会というのは、管見の限り、私は承知しておりませんが、この委員会、第三者委員会では、公平公正な、あるいは事実に基づいた検討が行われてきたと考えております。

本日、全体会で団体代表委員の3人の方からご意見を伺うわけですが、これは報告内容がより区民目線に近づくものであるということを考えている次第です。

そういうことですので、大卒の報告については、既にご説明はしてございますけれども、本日は率直な意見を区民委員の皆様からいただきたいと思います。よろしく願います。

## 2 議事

### (1) 報告書(概要)の説明

**事務局**

ありがとうございました。

本日予定しております議事につきましては、お手元の第2回全体会次第の通りでございます。

では早速議事に入りますので、ここからは池谷委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願います。

**池谷委員長**

それでは、お手元に報告書案の概要についてというものがあるかと思います。これについてご説明したいと思います。

報告書の趣旨ですが、外部の有識者が第三者の立場で事実経過の把握及び原因の究明を行い、もって検討した再発防止策を区に提示するものです。

今回は、本事案の時系列による詳細な事実関係、事案発生の原因、再発防止対策について検討をしたところ  
です。

委員会につきましては既に第 1 回目で報告している通りですが、今回報告書作成に至る経過として、第 1 回  
の 9 月 5 日の全体会、専門委員会後、本日 1 月 15 日の第 2 回の全大会まで、専門委員会を 6 回行っており  
ます。

うち何回かはオンライン、特に 1 月 4 日についてはお正月明けということで、オンラインの開催で行ったも  
のがありますが、オンラインあるいは対面ともに率直な議論が行われました。

また 11 月 1 日には、関係職員に対して第三者専門委員が直接ヒアリングを行っております。

本日の第 2 回の全体会后、本日の議論を踏まえた上で、第 7 回、第 8 回の専門委員会を行い、1 月 29 日  
には報告書を完成したいと思っております。

検証方法につきましては、申しあげましたヒアリング及び拳証資料等を確認したものでございます。

本事案の検証結果ですが、事案の事実経過として第 1 回全体会以降に判明した主な事実や検討した内容等  
です。

当初、ご遺体発見時に訪問診療医が死亡診断書を作成したことについては、手続き上の瑕疵はないことを確  
認いたしました。

ただし、担当ケースワーカーにご遺体を直接引き継がなかったことについては、検討すべき課題との認識を  
確認しております。

と言いますのは、やはり亡くなられていることを訪問診療医が確認し、その上で診断書等を置いた上で、そ  
のまま帰ってしまうという事案であります。

これについては、法律上の議論は別にして、課題があるのではないかという認識を持った次第です。

担当の当該ケースワーカーは本事案の発生時、係内の退職者から一部担当世帯を引き継ぎ、100 世帯、これ  
は大体ではなくて、この時点で 100 世帯担当をしているところです。言うまでもなく社会福祉法の標準数は  
80 世帯ということになっております。

担当ケースワーカーは同種の対応の経験がなかったため、メンター職員、これは同じ係の中のいわゆる先輩  
というか同僚職員、経験者で、この新人ケースワーカーを指導する立場の職員ですが、この相談をし、当面の  
対応方法の助言を受けていました。

ただしこのメンター職員であれ、当該の職員であれ、ご遺体が自宅に置かれたままであるという状況のと  
き、何をすればいいかということについては、どこまで自信があったかというのは議論があるかもしれませ  
ん。ただ助言は受けていたところです。

生活援護第三課内では職員によるハラスメント的な行為等により、相談しづらい雰囲気というものが醸成さ  
れていました。

また当該受給者の金融機関口座に遺留金があることは確認され、一部は既支出の葬祭扶助に充当されました  
が、亡くなった後に不審な入出金は確認されませんでした。これは金融機関に対して調査をしたところです。

次に区の生活保護行政を取り巻く環境及び本事案に関わる事実ですが、第 1 回全体会以降に判明した、主な  
事実が検討した内容です。

令和 5 年 4 月 1 日時点におけるケースワーカー経験年数は、生活援護課全体で 1 年 9 ヶ月、事案発生の生  
活援護第三課では 1 年 7 ヶ月となっており、経験の浅さが見られます。

また 1 人の査察指導員が管理するケースワーカーの人数は、令和 5 年 1 月 1 日時点で 8.3 人でした。

ただし、江戸川区が令和5年11月1日付の人事異動で、査察指導員を6人、三つの課の中で増員しておりますので、各課2人増員になりますが、これを行ったことにより6.7人に改善しております。

社会福祉主事の資格の保有率ですが、これはケースワーカー、査察指導員は社会福祉法では社会福祉主事の資格を有することとなっておりますが、この保有状況について、現業員、ケースワーカーについては58.2%、援護課全体です。第三課では52.2%、査察指導員については援護課全体で69%、生活援護第三課では70%という状況でした。

休職者が発生した場合は、代替職員はほとんど会計年度任用職員の方を充てていましたが、会計年度任用職員の方はケースワーク業務を行わないこととされているため、休職者の受け持ち世帯は他のケースワーカーが分担することとなっております。

また江戸川区、生活援護課では様々な事務処理マニュアルであるとか、研修が行われていましたが、対人援助業務に必要なスキルや、倫理感に関わる研修は実施されておりました。

また査察指導員に対する区独自の研修も実施されておりました。

生活援護第三課における世帯台帳の抽出確認の結果、この他に重大な事務懈怠や対応漏れは確認されませんでした。

生活援護第三課における独自の取り組みである棚卸作業が職員の負担になっていました。これは事務処理遅滞である等を防止するために行ったということですが、通常業務がいっぱいの中で、この作業をするということが、かなり職員の負担になっていたようです。

生活援護第三課において、一部職員が保護受給者を職員間で呼び捨てにしたり、あるいは保護受給者に対して威圧的に接していたことが確認されました。

ストレスチェックの集団分析結果から、生活援護第三課の総合健康リスクは他の生活援護課に比べリスクが高い水準にありました。

生活援護第三課において、特定の職員が保護受給者や同僚職員に対してハラスメント的な言動を繰り返していたことが確認されました。この特定の職員というのはご遺体を放置した職員ではございません。

本事案公表の段階では、事件事故発生時の公表のあり方について、区として明確なルールが定まっておりましたが、令和5年12月に基準が定められました。

本事案に関連する個人情報等は、区職員から特定の報道機関に漏洩していることが疑われました。

本事案とは別に、生活援護第三課において3年以上にわたり収入認定を行わず、拳証資料にもとに基づかない保護廃止が行われた事案が公益通報により発覚しております。

次に、違法性の検証です。

これは第1回全体会以降に判明した主な事実や検討した内容等ですが、担当ケースワーカーがご遺体に対して必要な対応を行わなかったことは、重大な事務懈怠であり、地方公務員法に反すると考えられます。

また保護の停・廃止を速やかに行わなかったことは、生活保護法に反すると考えられます。

担当ケースワーカーが、虚偽もしくは誤った認識を与える経過記録を作成した点については、虚偽公文書作成剤に該当し得ると思います。

再発防止の提言ですが、まず本事案は直接的には1人のケースワーカーの業務懈怠から生じたものですが、その背景には福祉事務所職員の問題であるとか、業務量の問題、職場環境の問題等、複雑な要素が絡み合っており、単に職員個人の問題ではなく、組織体制の問題として捉える必要があると考えております。

その上で、この再発防止の提言ですが、第一に職員体制の構築及び専門性の確保、第二として安心して働くことができない組織風土に関わる課題の解決、第三として組織マネジメントが不全であったこと、第四として

区の情報危機管理に関する課題があること。第五として生活保護行政及び福祉行政に内在する課題があるということ。

また区が既に実施している再発防止策についても一定程度の評価できると思います。

本報告書では、これらを受けた上で、まとめというものを作っておるところです。以上が、報告書の概要ということになります。

それでは団体の皆様からご質問、ご意見などをお伺いしたいと思います。

窪田委員からお願いしたいと思います。

## (2) 団体代表委員からの意見徴収

### 窪田委員

まず第三者専門委員会の池谷委員長をはじめとする5名の委員のみなさまには、第三者の立場での事実経過の把握と原因の究明に、昨年の9月5日の第一回全体会より本日までご尽力をいただいたこと、誠にありがとうございました。

また、生活保護業務について、現場での経験や生活保護行政及び福祉、医療、法律の専門実務に精通する有識者のみなさまが、第三者の立場での検証と再発防止策を提示してくださったことに感謝するとともに、本区のこれからという意味では、特に最後に委員長からありました再発防止策の提言、ここは貴重なご意見と捉えております。全庁的にも非常に重たい意義を持つものであると感じています。

職員体制の構築や安心して働くことができない組織風土の課題、組織マネジメントの不全や情報危機管理に関する課題、生活保護行政及び福祉行政に内在する課題、また再発防止策、あくまでも客観的な目線で数値的な根拠や実際のヒアリングをしていただいた上での報告書につきましては、高く敬意を表したいと思っております。本区がこれからこのことを新たな出発点として、この生活援護第三課における問題だけではなく、誰一人取り残さない目標に向けて出発していくためにも、大きくこの報告書の提言を生かしていかなければいけないと、我々議会人としても感じているところです。

以上でございます。

### 池谷委員長

ありがとうございます。次に須賀委員、お願いいたします。

### 須賀委員

須賀でございます。よろしくお願いいたします。

私は民生委員という立場で、こちらの会議に出席させていただいておりますけれど、今回の不適切事案は起きてはいけないことが起きてしまった。発生した過程において、今まで想定していた以上のことが、また今まで想定していないことばかりが重なり、このようなことになってしまったのではないかと感じております。

まず、先ほども委員長から報告がありましたけれども、ケースワーカーさんの平均年齢の若さ、ケースワーカーとしての経験の不足、そして職場の環境が大きく取り上げられております。

私も民生委員の立場で、ケースワーカーさんとは懇談会を年に二回ほど行っておりますが、その都度、ケースワーカーさんは若く、いつも大変なことをしているなというふうに思っております。

先ほどから出ております、80世帯という標準数があるんですけども、その80世帯という数だけが一人歩きする部分があっていいものなのかと。

例えば100世帯だったものが80世帯になる。これが適正な今の数値かもしれませんが、質的な負担が様々あるのではないかと。世帯数だけではなく、質的な負担というのも検討して頂いた方がよろしいのではないかと。

私も区民のご家庭に赴くことが多いのですけれども、なかなかコミュニケーションを取りづらいご家庭にご訪問する際は、非常にストレスを感じる場合がございます。

それもやはり、ケースワーカーさんとしても同じ大変さがあるのではないのでしょうか。ケースワーカーさんも、ケースによっては、年に訪問回数が何回という、様々なケースがあるかと思えますけれども、確かに人数だけではなく、質的なもので検討していただければ、今後のことになるのかなと思います。

そして、ケースワーカーさんの専門人材の育成、研修、職員体制の構築及び組織マネジメント力の向上を検討していただけるというお話を伺いましたので、それは今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今回の職場の環境及び組織という点で課題がありましたが、ケースワーカーさんが働きやすい職場及び様々な形で、コミュニケーションが取りやすい状況ではなかったということですので、その部分を改善する話が出ておりましたが、ケースワーカーさんが真に働きやすい職場になるようお願いできればと思います。

また、今後、研修やグループワークを増やすという話がありました。私も民生委員として研修やグループワークを様々な形でおこなっておりますが、研修を受けたりグループワークをすることによって、自分のスキル向上であったり、色々な方の考え方がわかったり、自分がわからないことを色々な方がたくさん教えてくれますので、研修、グループワークというのは非常に大事な案件だと思います。

もちろん、研修やグループワークを行なったからといって、必ずしもすぐに活用されるとは限りませんが、そこで得た知識や経験は必ず、色々な場面での対応力の向上につながっていくかと思えますので、よろしくお願いできればと思います。

あと、区と地域医療と福祉関係者の三者での情報の共有という所で、連携不足が今回露呈したのではないかと思います。今後の三者間でのコミュニケーションなど情報共有体制の再構築の検討が必要かなと思います。

やはり、三者の間で色々なコミュニケーションが不足して、今回このような事案が起きてしまったことに対して、色々な対応が後手後手になってしまっているのではないかと思いますので、その再検討をお願いできればと思います。

このような形で素晴らしい報告書ができますが、これをいかに関連する全員が共有し実行するか、最終的に再発防止策の実行ができる組織体制にしていいただければと思います。働きがいのある職場になり、そして全ての人に誇りをもって仕事をいただければと思います。以上です。

**池谷委員長**

ありがとうございます。宮本委員、お願いいたします。

**宮本委員**

はじめに、9月の第1回専門委員会から第6回の専門委員会まで、専門委員の皆様が専門的立場、その分野の中の視点から検討していただいたこと、本当にありがとうございます。

本件は個人の責務にとどまらず、生活保護行政そのものをも揺るがしかねない事案であったと思っております。さらに慎重を期すものと思い、私自身この委員会に臨ませていただきました。

私は人権擁護委員として人権を擁護する立場から考えますと、亡くなった方の尊厳の冒涇という形のものであり、さらに生活保護行政、私自身は生活保護行政に携ったことはございませんけれども、生活保護受給者に対する偏見などもあったのではないかというような思いがいたしております。

それ以上に大きなものとしたしまして、そこに携わるケースワーカーをはじめとした職員の苦悩と思いが、これを通してくみ取れるような気持ちにもなれました。

確かに一個人として、亡くなった方への対応は看過できるものではないと思っております。ただそこに行き当たったケースワーカーの方の苦悩も私なりに考えてみることもできました。

一職員が異動で生活保護行政に携る中で、人の死と直面する、事務的に対処できない人にとってどのように向き合っていくのか、考えただけでも想像を超えるものがあるのではないかと考えております。

このような状況下になりましたときに、どのように対処をするのか、これは個人を超えた問題との思いを持っております。

専門委員会では個人の問題はもちろんのこと、大きく組織そのものの問題として捉えていただき、機能不全に陥っているのではないかと、そういうことも含めた状況の洗い出しを行っていただいたのかなというふうに思っております。

人は困ったことは先送りにする傾向がございます。決してそれはいけないものですが、ただそのような状況下でも人は何らかのSOSを出していくのではないのでしょうか。

今回のケースワーカーの方は、事案が発覚したその日にメンターに対応を尋ね、助言を受けていると聞いております。

自分では処理が難しかったのではないのでしょうか。ただ残念なことは、亡くなった方への対処より自分の予定を優先させてしまったというところに、大きな問題があったのではないのかなというふうに思っております。

きっと心の中では考え抜いた末に、自分のほうに気持ちがいってしまったのかというような思いもございません。

そしてこのときに相談を受けたメンター職員の方は、その後の経緯を気にすることがなかったのか、というふうに思いました。

よくゼロ報ということが言われますけども、物事が起きた時にすぐに上長に報告をする、この機能がどのようだったのかなというふうに思っております。

それを考えると、人の死の重みというものが軽んじられている気がしてなりません。

生活保護行政の中で、人の死というものは、どのような位置づけになっていたのかという思いを強く持ちます。

その後死亡が明らかになった時点でも、サポートをする体制が取られていなかったような気がいたします。

経験のないケースワーカーの方にとりまして、一個人として対処するには限度があったのではないかなという気もいたします。

よく新しい職場に就きましたときに、最初の研修はもちろんですが、その後3カ月、6カ月、あるいは1年と面談を行いながら、サポートする体制というものが必要になってくるかと思っております。

まさしく個人に任せっきりとなっていたのではないかなという思いを持ち、そう思うと、ケースワーカーにとっても、受給者にとっても、ある意味残念という思いがいたします。

私が気になっていたことがございます。生活援護第三課におきまして、6人のケースワーカーの方が休職ではなく退職しているという事実でございます。

ほかの課におきましては0件であったことを考えれば、この時点で、どうして6人もの退職者が出てしまったのかとうことに、思いを馳せる必要があったのではないかなという気もいたしております。

ハラスメントがまかり通り、誰にも言えない事情が存在していたという事実もあったかもしれませんが、これだけの退職者が出たことをもう少し大きな問題として捉えていけば、もっともっと改善の余地があったのではないかなという思いをいたしております。

誰でも対応できないことは多々ございます。でも職場環境において本当にこれでいいのでしょうか。

放っておいて改善されるものは何もございません。

わが身の保身は誰でもが持ってしまうものですが、これに取り組む勇気が必要であったのではないかなというふうに思います。

保護受給者の方への軽視、それが亡くなった方への尊厳の冒瀆にも繋がったのではないかというふうな思いも持ちます。

きっと様々な事情を抱えた受給者の中で、なかなかそういう形での取り組みが難しかった部分もあるのかなというふうに思っておりますけれども、生活保護というのは、最後のセーフティネットだと思っております。人が生きていくうえで、最後の砦だというふうにも考えられるのではないのでしょうか。

ぜひ職員の皆様には、人を助けるこの仕事に誇りを持っていただきたいというふうに思っております。

今回このような事案が発生し、ひどく心を痛めておられる職員の皆さんが、大勢いらっしゃるのではないかなと思います。

皆さんによって助けられている人が大勢いることをぜひ心に留めていただきたいと思います。

どうぞこれからも仕事への誇りと誠意をもって勤めていただくことが、今回の更なる改善につながっていくのではないかと思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

再発防止策と具体的対応が、すでに区のほうで行われているとお伺いしております。

ぜひしっかりと原因を究明し、今回の事案を浮かび上がった事柄の精査のもとで、職員の皆様が安心して仕事に取り組める体制を構築していただきたいと思っております。

個人の対応には、どうしても限界がございます。お互いにチェック機能が働くことこそが、物事を未然に防ぐことだと言えるのではないのでしょうか。

安心して仕事に取り組んでいけるような、グループとしての形を取ることも一案として考えられるのではないのでしょうか。

生活保護受給者への支援の不適切な対応から始まりました事案ではございましたけれども、皆様で亡くなられた方への尊厳を共有しながら、最善策を考えていただきまして、安心して仕事ができる職場が構築されることを本当に切に望みます。

いろいろな検討を委員会の中で進めていただきまして、本当にありがとうございました。以上でございます。

**池谷委員長**

はい。団体代表委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

本日いただいたご意見につきましては、第三者専門委員会を本日及び来週行う予定でございますが、改めてその場で協議を行いたいと思います。

続きまして、議事 3、事務局からの報告連絡をお願いいたします。

### (3) 事務局からの連絡事項

**事務局**

事務局からご報告いたします。まず今後のスケジュールでございます。

お手元の次第にも記載させていただきましたが、次回第 3 回全体会でございます。

1 月の 29 日、月曜日、18 時から区役所本庁舎 4 階第 1、第 2 委員会室で行います。ご予約をお願いできればと思います。

なお、会議の詳細につきましては、後日お知らせしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**池谷委員長**

以上で本日の議事は全て終了しました。委員の皆様、ありがとうございました。

これで第 2 回全体会を閉会いたします。